フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(学科・実技)

開催のご案内

労働安全衛生規則の一部改正(2019年2月1日施行)により、特に墜落の危険性の高い、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難な所でフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業(※ロープ高所作業は除く)には、事業者は法令に定められた特別教育を行わなければなりません。

当協会では、標記特別教育(学科・実技)を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

なお、本特別教育は清水労働基準協会との共催で開催いたします。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講 習 会 場	
9:30~	清水テルサ(静岡市東部勤労者福祉センター)	
17:00	〒424-0823 静岡市清水区島崎町 223	

※駐車場はありませんので、清水駅東口駐車場等周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。 ※開始時刻 10 分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム (学科:法定6時間教育 ※経験者等の科目免除コースは設けていません)

学 科	(1) 作業に関する知識	1 時間(60 分)
	(2) 墜落制止用器具に関する知識	2 時間(180 分)
	(3) 労働災害の防止に関する知識	1 時間(60 分)
	(4) 関係法令	0.5 時間(30 分)
実 技	(5) 墜落用制止器具の使用方法等	1.5 時間(90 分)

3. 受 講 料 (テキスト代、消費税等を含む)

当協会会員	10,100円	非協会員	11,100円
-------	---------	------	---------

※県内各地区労働基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。 受講申込書に加入している地区労働基準協会名を記入してください。

4. 受講資格

- (1) 18歳以上の者
- (2) 外国籍の方は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これに対応できる方を対象として受け付けます。また、通訳等の同伴は出来ません。

5. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067) ※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。
- (2) 受講申込書を作成し、FAX で送付してください。(FAX 054-253-7613)
 - ※FAX の到着順に仮受付けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に**在留カード**又は**自動車運転免許証**に記載されている氏名 を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

- (3) 事務局より、折り返し**請求書**及び**受講票**を FAX でお送りします。 ※受講料は、遅くとも受講開始日 2 週間前までに納入してください。
- (4) 受講キャンセルの場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。 また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書を FAX で事務
 - ※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。
- **6. 修了証の交付** 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。
- 7. **携行品** 受講票、筆記用具、不織布マスク、昼食 ※フルハーネス型安全帯をお持ちの方は、新規格でなくとも構いません ので、ご持参ください。
- 8. 受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。
- 9. 受講申し込み、お問い合わせは

局までお送りください。

静岡労働基準協会

420-0839

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠 102 号

TEL 0 5 4 - 2 5 3 - 7 0 6 7

FAX 0 5 4 - 2 5 3 - 7 6 1 3